

令和5年 No.15

○東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程等の一部を改正する規程の制定

改正理由

教授会組織の見直し並びにセンター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年3月22日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和5年規程第13号

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程（平成10年規程第16号）
- (2) 東京学芸大学学生委員会規程（平成11年規程第5号）

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部改正について

改正理由：教授会組織の見直し並びにセンター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>総合教育科学系、教職大学院及び機構の教授会構成員</u>から選出された者 各1名</p> <p>(2) <u>人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系の教授会構成員</u>から選出された者 各2名</p> <p>(3) 学生支援を所掌する副学長が委嘱する者 2名</p> <p>(4) <u>保健管理センターの業務を担当する専任教員</u> 1名</p> <p>(5) 学務部長</p> <p>(6) 総務部長</p> <p>2 前項第1号から<u>第4号</u>までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長等)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、前条第1項第1号から<u>第4号</u>までの委員のうちから学生支援を所掌する副学長が指名する。</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第4条第1項第5号及び第6号</u>の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(部会)</p> <p>第12条 [省略]</p> <p>2 部会の部会長は、<u>第4条第1項第1号及び第2号</u>の委員が務めるものとする。</p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>各学系の教授会構成員</u>から選出された者 各2名</p> <p>(2) 学生支援を所掌する副学長が委嘱する者 2名</p> <p>(3) <u>保健管理センター教員</u> 1名</p> <p>(4) 学務部長</p> <p>(5) 総務部長</p> <p>2 前項第1号から<u>第3号</u>までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長等)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、前条第1項第1号から<u>第3号</u>までの委員のうちから学生支援を所掌する副学長が指名する。</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第4条第1項第4号及び第5号</u>の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(部会)</p> <p>第12条 [省略]</p> <p>2 部会の部会長は、<u>第4条第1項</u>の委員が務めるものとする。</p>

3 〔省略〕

〔省略〕

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

3 〔省略〕

〔省略〕

東京学芸大学学生委員会規程の一部改正について

改正理由：教授会組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>総合教育科学系及び教職大学院の教授会構成員</u>から選出された者 各1名</p> <p>(2) <u>人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系の教授会構成員</u>から選出された者 各2名</p> <p>(3) 学生課長</p> <p>(4) その他第5条第1項の委員長が必要と認められた者 若干名</p> <p>2 <u>前項第1号、第2号及び第4号</u>の委員は、大学院教育学研究科担当教員に限るものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 <u>前条第1項第1号、第2号及び第4号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長等)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、<u>第3条第1項第1号及び第2号</u>の委員のうちから学生支援を所掌する副学長が指名する。</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第3条第1項第3号</u>の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(部会)</p> <p>第8条 [省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>各学系の教授会構成員</u>から選出された者 各2名</p> <p>(2) 学生課長</p> <p>(3) その他第5条第1項の委員長が必要と認められた者 若干名</p> <p>2 <u>前項第1号及び第3号</u>の委員は、大学院教育学研究科担当教員に限るものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 <u>前条第1項第1号及び第3号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長等)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、<u>第3条第1項第1号</u>の委員のうちから学生支援を所掌する副学長が指名する。</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第3条第1項第2号</u>の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(部会)</p> <p>第8条 [省略]</p>

2 部会の部会長は、第3条第1項第1号又は第2号の委員が務めるものとする。

3 〔省略〕

〔省略〕

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 部会の部会長は、第3条第1項の委員が務めるものとする。

3 〔省略〕

〔省略〕